

川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、退職金共済制度への加入を促進し、中小企業従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、中小企業の振興に寄与するため、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号。以下「法」という。)第2条第3項の規定による勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度及び所得税法施行令(昭和40年政令第96号。以下「令」という。)第73条第1項の規定に基づいて、特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に定める掛金の一部を補助することについて、川辺町補助金等交付規則(平成29年川辺町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 法第2条第1項に規定する事業主をいう。
- (2) 共済契約 法第2条第3項及び令第73条第1項第1号に規定する退職金共済契約をいう。
- (3) 被共済者 法第2条第7項及び令第73条第1項第2号に規定する者をいう。
- (4) 共済掛金 第2号に規定する共済契約に基づき納付する掛金をいう。

(補助の対象者)

第3条 この要綱により補助の対象となる者は、令和2年4月1日以降新たに共済契約を締結した次の各号いずれにも該当する中小企業者とする。

- (1) 町内に事業所を有し、現に事業を営んでいる者
- (2) 町税に未納がない者
- (3) 共済契約が効力を生じた日の属する月(以下「契約月」という。)から起算して12月分の共済掛金を納付した者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、契約月から起算して12月分の共済掛金の合計額(法第18条の2第1項の規定に基づき、掛金負担軽減措置を受け掛金の額を減額されている場合にあっては、当該減額された額を合計額から差し引いた額)に、10分の2を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、被共済者一人につき年額12,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、契約月から起算して12月分の共済掛金を納付した月の翌月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 退職金共済手帳又は被共済者証の写し
- (2) 月別・個人別共済掛金内訳書

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該補助金の交付を請求する場合には、速やかに川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

川辺町長 様

(申請者)

住所又は事業所所在地

屋号又は法人名

氏名又は代表者名

印

電話番号

川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付申請書

川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 _____ 円
(支払済共済掛金の合計額に 10 分の 2 を乗じて得た額)

- 2 添付書類
 - 退職金共済手帳又は被共済者証の写し
 - 月別・個人別掛金内訳書

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

川辺町長 印

川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川辺町中小企業退職金共済掛金補助金については、申請内容を審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果 交付する ・ 交付しない
- 2 交付決定額 金_____円
- 3 不交付の理由

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

川辺町長 様

住所又は事業所所在地
屋号又は法人名
氏名又は代表者名

印

川辺町中小企業退職金共済掛金補助金交付請求書

年 月 日付け川辺町指令産第 号で交付決定通知のあった川辺町中小企業退職金共済掛金補助金について、下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 金 _____ 円

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金融機関名	
支店(所)名	
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他 ()
口座番号	
口座名義人	フリガナ

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。